

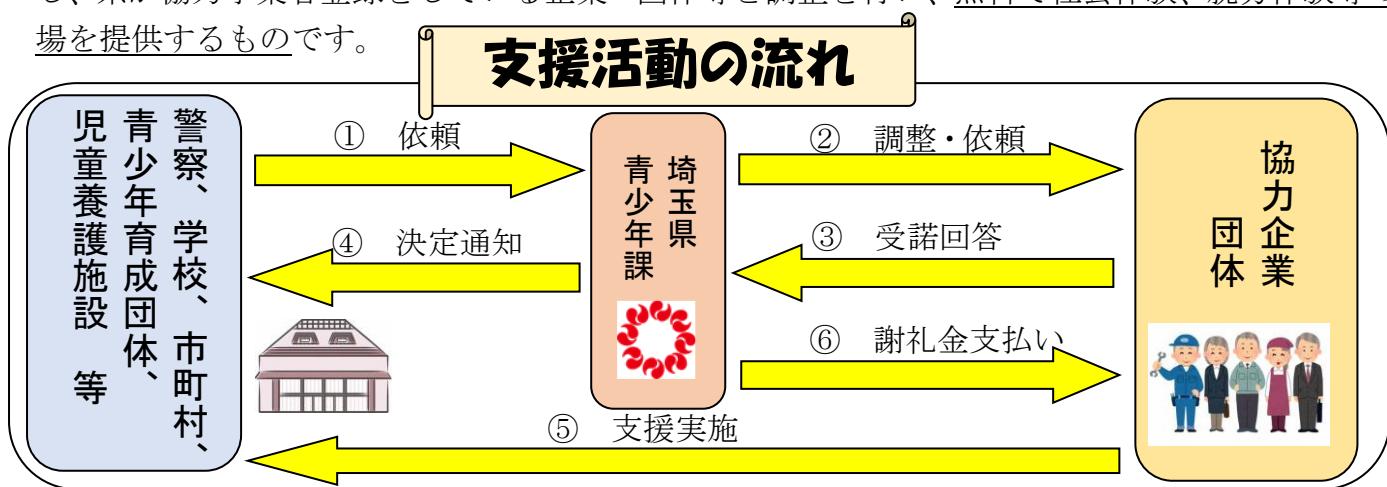
## 青少年セカンドチャンスの場づくり事業

### 1 目的

本事業は、警察等の関係機関が抱える非行少年や児童養護施設等に入所している少年、不登校などの困難を抱えている少年等の非行防止を図るため、企業等に御協力をいただきながら、青少年に様々な活動を体験してもらい、その立ち直りと健全育成を支援することを目的としています。

### 2 事業内容

更生機関や教育機関、福祉施設等から依頼を受け、当該機関で支援を行っている青少年に対し、県が協力事業者登録をしている企業・団体等と調整を行い、無料で社会体験、就労体験等の場を提供するものです。



#### (1) 社会体験

農業体験、スポーツ教室、ワークショップ（アクセサリー・小物製作、和菓子作り体験、伝筆体験、メイクアップ教室、マジック教室等）等の社会体験活動を実施します。施設等に講師を派遣しての出前講座もあります。

#### (2) 就労体験

商店、飲食店、工場、農園、福祉施設、駅等での職場体験を実施します。数日間の継続した体験が可能です。（職場体験なので、参加者への賃金は発生しません。）

#### (3) 学び直し支援

資格取得や進学、復学等に向けた基礎学力の習得を目指した学び直しを実施します。

※ 各体験内容や協力団体等については、「**協力団体等一覧表**」をご覧ください。

### 3 本事業のポイント

- 謝礼金は県が負担  
協力機関・団体への謝礼金は県が支払います（原則少年等1人につき1日5,000円）。
- 保険は県で加入  
体験活動に係る傷害・損害保険は県で加入します。
- 活動場所は様々  
協力団体等の事業所だけではなく、学校や児童養護施設等への出前講座も行っています。
- 性別や学年別など、複数の体験活動の実施が可能  
活動内容によっては、小学生と高校生などのように、年齢差のある児童が一度に体験するには不都合なものもありますが、一度に複数の講師を依頼したり、学年毎に別の日に分けて実施するなど、柔軟な対応が可能です（要相談）。

#### 4 利用方法

① 協力団体等一覧表から実施したい体験活動・企業を選定する



② 概ねの日程、参加人数を決めたら、埼玉県青少年課に電話またはメールで連絡する。



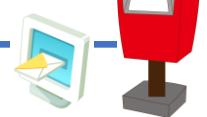
青少年課が協力企業に連絡し、調整及び依頼を行います。



支援活動決定

③ 利用申請書等の書類を青少年課に送付する

※ 書類については、②の後に青少年課から送付します。



④ 支援活動実施

#### 5 新型コロナウイルス感染症対策について

- マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、体験活動の内容や場所、新型コロナウイルス感染者数等の情勢に応じて講師、参加者にはマスクの着用をお願いしています。
- 体験活動の内容や会場の規模等に応じて、参加予定人数を絞らせていただくことがあります。
- 参加者には事前の検温をお願いし、体調不良者には参加をお控えいただきます。

#### 青少年セカンドチャンスの場づくり事業のお問い合わせは

埼玉県 県民生活部 青少年課（企画・非行防止担当）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048(830)2914

FAX 048(830)4754

E-mail a2905-01@pref.saitama.lg.jp



さいたまっち & コバトン